

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		さいたま市立公民館の利用許可 (利用基準)
根拠条例・規則名		さいたま市公民館条例、さいたま市公民館条例施行規則
条 項		(条例) 第 8 条、第 9 条、第 21 条 (施行規則) 第 8 条、第 9 条
所 管 部 課		教育委員会事務局 生涯学習総合センター(電話:048-643-5651)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	<p>【利用基準】</p> <p>下記の要件に該当すると認めるときは、利用を許可しない。</p> <p>(1) 社会教育法第 20 条の規定による公民館の目的に反するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 専ら営利を目的とした事業に公民館の名称を利用しようとするとき。</p> <p>(5) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は選挙に関し特定の候補者を支持しようとするとき。</p> <p>(6) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持しようとするとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき又は委員会が適当でないときと認めるとき。</p>
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	<p>標準処理期間は利用申込方法により異なる。</p> <p>① 抽選申込・・・2 週間。</p> <p>② 登録館優先申込・・・即日。</p> <p>③ 空き施設申込・・・即日。</p> <p>④ 特別利用申請・・・個々の事案により判断。</p>
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 27 年 1 月 5 日最終改正
備 考		